

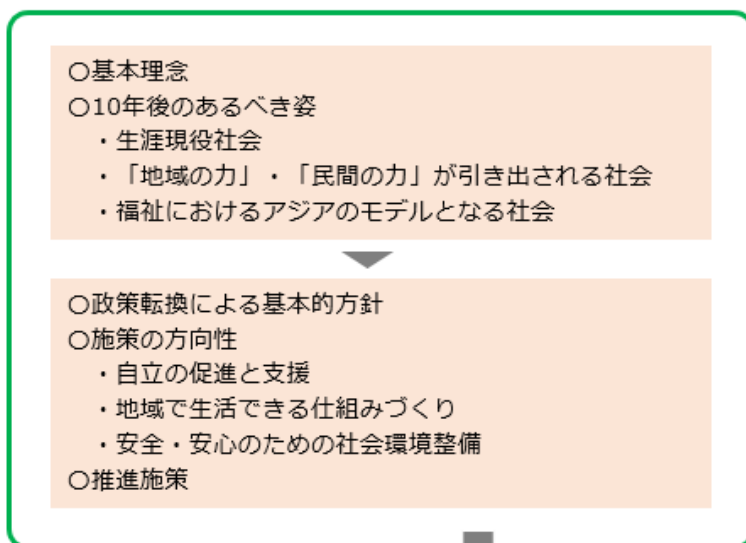
福岡市保健福祉総合計画の概要・構成について

- 団塊の世代が後期高齢者となるなど、人口構造が大きく変化する10年後を見据え、すべての市民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる「健康福祉のまちづくり」を実現するための方向性を示す保健福祉行政のマスタープランとして、平成28年6月に策定。
- 超高齢社会においても「生活の質の向上」を図るためには、持続可能な制度や仕組みに施策を再構築する必要がある。制度上、年齢等を条件に一律に実施してきた施策から、年齢を重ねても意欲や能力に応じて活躍できるための施策への転換や、支援が必要な人を社会全体で支え合う施策への転換を図るなど、「支えられる側」から「支える側」に重点を置いた施策のあり方を検討し、政策転換を図ることとしている。

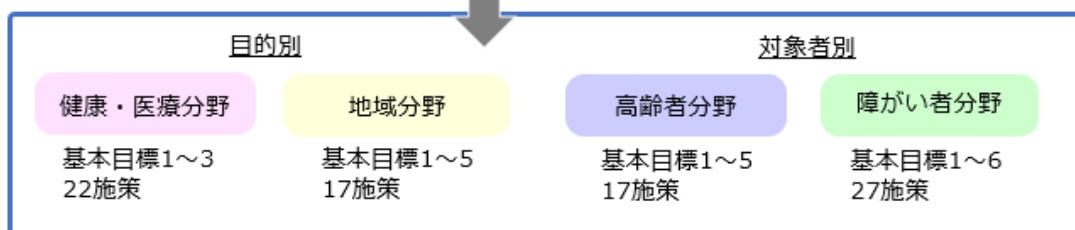
< 計画の構成 >

○ **第1編 序論** 計画の位置づけ、社会動向など

○ **第2編 総論** 本計画が目指す姿と実現に向けた基本的方針や施策の方向性等の全体像



○ **第3編 各論** 総論を踏まえ、4つの分野別に具体的な施策を示す



○ **第4編 計画の進行管理** 成果指標や各施策の進捗状況等を把握・分析・評価

保健福祉総合 計画 <施策体系図>

参考資料

健康・医療分野	
基本目標	施策
1 健康づくりの推進	(1-1) 超高齢社会に対応する健康づくりの推進
	(1-2) 生活習慣病対策・重症化予防対策の推進
	(1-3) 女性の健康づくりの推進
	(1-4) 次世代の健康づくりの推進
	(1-5) 心の健康づくりの推進
	(1-6) 地域や職場などでの健康づくりの推進
	(1-7) 健康づくり支援の仕組みと環境づくり
2 医療環境の整備	(2-1) 在宅医療・介護連携の推進
	(2-2) 認知症医療提供体制の整備
	(2-3) 難病対策の推進
	(2-4) 急患・災害時医療体制の充実
	(2-5) 市立病院等の充実
	(2-6) 医療安全等対策の推進
	(2-7) 医療の国際化の推進
3 健康で安全な暮らしの確保	(3-1) 感染症対策の推進
	(3-2) 薬物乱用及び薬物等の依存症対策の推進
	(3-3) 食の安全安心の確保
	(3-4) 環境衛生の推進
	(3-5) 動物の愛護・適正飼育の推進

地域分野	
基本目標	施策
1 地域の絆づくり	(1-1) 絆づくりの推進
	(1-2) 校区・地区の目標づくりへの支援
2 活動団体への支援と連携	(2-1) 社会福祉協議会への支援と連携
	(2-2) 民生委員への支援と連携
	(2-3) 社会福祉法人・NPO・企業等への支援と連携
3 支え合い・助け合い活動の推進	(3-1) 見守りと助け合い活動の推進
	(3-2) 災害時に備えた見守りの仕組みづくり
	(3-3) 新たな生活支援サービスの創出
	(3-4) ICT（情報通信技術）の利活用
4 人づくりと拠点づくり	(4-1) 福祉意識の醸成
	(4-2) 支え手づくりの推進
	(4-3) ボランティア・NPO活動の拡充
	(4-4) 地域の活動拠点づくり
5 自立した生活のための環境づくり	(5-1) 情報提供と相談の仕組みづくり
	(5-2) 権利擁護体制の充実
	(5-3) 生活困窮者への相談支援体制の充実
	(5-4) ユニバーサルデザインの理念による地域づくり

10年後の あるべき姿

生涯現
「地域の力」・
引き出さ
福祉におけ
モデルと

役社会
「民間の力」が
れる社会
るアジアの
なる社会

施策の 方向性

自立の促

進と支援

地域で生
仕組み

活できる
づくり

安全・安
社会環

心のための
境整備

高齢者分野	
基本目標	施策
1 いきいきとしたシニアライフの実現	(1-1) 社会参加活動の促進
	(1-2) 就業を通じた生きがいづくりの支援
	(1-3) 活動の拠点づくり
2 安心して暮らせるための生活基盤づくり	(2-1) 住まいの確保
	(2-2) 移動支援と買い物支援
	(2-3) 支え合う地域づくり
	(2-4) 在宅生活支援施策の充実
3 認知症施策の推進	(3-1) 認知症に関する啓発の推進
	(3-2) 適切な医療・介護サービスの提供
	(3-3) 介護する人への支援の充実
4 介護保険サービスの適切な利用の推進と円滑な制度運営	(4-1) 介護予防と生活支援サービスの充実強化
	(4-2) 地域密着型サービスの整備
	(4-3) 施設・居住系サービスの整備
	(4-4) 介護人材の確保
5 高齢者総合支援体制づくり	(5-1) 地域包括支援センターと各種相談機能の充実
	(5-2) 地域ケア会議の推進
	(5-3) ICT（情報通信技術）等の利活用

障がい者分野	
基本目標	施策
1 地域で安心して生活するための支援の充実	(1-1) 相談支援
	(1-2) 在宅サービスの推進
	(1-3) 移動・外出支援
	(1-4) 施設サービス等の推進
	(1-5) 生活用具等の給付
	(1-6) 年金・手当等
	(1-7) 住宅支援
	(1-8) 保健・医療・リハビリテーション
	(1-9) 発達障がい児・者への支援
	(1-10) 難病に関する施策の推進
	(1-11) 災害対策の推進
	(1-12) 事業所におけるサービスの質の向上
	(1-13) 人材の育成・研修
	(1-14) 「親なき後」の支援
2 就労支援・社会参加支援の充実	(2-1) 就労支援
	(2-2) 福祉的就労の底上げ
	(2-3) 交通支援
3 障がいに対する理解の促進	(2-4) 意思疎通支援
	(2-5) 障がい者に配慮したまちづくりの推進
	(2-6) スポーツ・文化・レクリエーション・社会参加の推進
	(3-1) 啓発・交流の推進
	(3-2) 広報・情報提供の充実
	(4-1) 権利擁護・虐待防止
4 権利擁護の推進	(5-1) 障害者差別解消法施行に伴う対応
5 差別解消のための施策の推進	
6 障がいのある子どもへの支援の充実	(6-1) 早期発見・早期支援
	(6-2) 療育・支援体制の充実強化
	(6-3) 発達障がい児の支援

